# 江南市雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要領

# (趣旨)

第1条 この要領は、江南市雨水貯留浸透施設設置費補助金交付要綱(平成 22 年 4 月 1 日施行。 以下「要綱」という。)第16条の規定に基づき、江南市雨水貯留浸透施設設置費補助金(以下 「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (申請書類)

- 第2条 要綱第5条第1号に規定する案内図は、原則として縮尺 2,500分の1の都市計画図に設置場所を赤色で表示したものとする。
- 2 要綱第5条に掲げる書類の基準は、次のとおりとする。
- (1)配置平面図
  - ア 雨水貯留施設は、集水起点となる縦樋、雨水貯留槽、水栓、ポンプ等の位置並びに管の口径・延長等が明記されたものとする。
  - イ 雨水浸透施設は、浸透桝、浸透トレンチ、透水性舗装の位置並びに浸透桝の大きさ、浸透 トレンチの口径・延長及び舗装面積等が明記されたものとする。
- (2) 断面図
  - ア 雨水貯留施設は、要綱第2条関係別表1に記載されている図を標準とする。
  - イ 雨水浸透施設は、要綱第2条関係別表第2から別表第4までに記載されている図を標準と する。ただし、標準型の雨水浸透施設を設置する場合は、提出を省略することができる。
- (3) 構造図
  - ア 雨水貯留施設は、雨水貯留槽を設置するときの雨水貯留槽及び使用ポンプ等の説明図でも可とする。
  - イ 雨水浸透施設は、設置する浸透桝、浸透トレンチ及び透水性舗装の説明図でも可とする。 ただし、標準型の雨水浸透施設を設置する場合は、提出を省略することができる。

### (変更承認申請に添付すべき書類)

- 第3条 要綱第7条第1項に規定する変更申請を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 工事の図面 変更前及び変更後の工事図面とする。
- (2) 工事見積書の写し 工事見積書に、変更前及び変更後を明記したものとする。
- (3) その他、必要に応じて変更内容を説明できる書類 変更する雨水貯留浸透施設の種別、機種等が確認できる前後の説明図等とする。

#### (完了報告)

第4条 要綱第8条第1号に規定する工事写真の基準は、次のとおりとする。

- (1) 浸透桝及び浸透トレンチについては充填砕石の幅及び厚さ、また透水性舗装については路盤 及び舗装の厚さが判断できる写真を撮影する。
- (2) 色彩はカラーを標準とし、デジタルカメラは写真内容が鮮明に判読できるもののみ使用できるものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。